

# 令和4年度第1回上越市青少年健全育成関係機関連絡協議会

## 次 第

日時 令和4年5月24日（火）14:00～

会場 教育プラザ研修棟 中会議室

1 開 会

2 委嘱状交付

3 教育長あいさつ

4 自己紹介

5 会長・副会長の選出

6 議 題

(1) 令和3年度連絡協議会の協議のまとめについて（資料1）

(2) 令和4年度連絡協議会の協議について（資料2）

(3) 情報提供・意見交換

- ・各機関の令和4年度の取組について
- ・上越市の青少年健全育成上の課題について

(4) その他

7 連 絡

次回会議予定 10月 5日（水）14:00～（教育プラザ中会議室）

8 副会長あいさつ

## 令和4年度上越市青少年健全育成関係機関連絡協議会名簿

No.	氏 名	所属機関・団体	備考
1	桑 原 正 博	上越教育事務所	
2	上 村 順 子	上越少年サポートセンター	新任
3	熊 倉 克 巳	上越児童・障害者相談センター	新任
4	風 間 和 夫	上越地区高等学校長協会	
5	山 田 稔	上越市中学校長会	
6	石 黒 和 仁	上越市小学校長会	新任
7	高 橋 恵 子	上越市民生委員・児童委員協議会連合会	新任
8	市 川 直 行	上越地区保護司会	新任
9	安 達 ユミ子	直江津更生保護女性会	
10	牛 木 昇	上越市青少年健全育成委員協議会	
11	小 林 榮	上越市地域青少年育成会議協議会	
12	五十嵐 裕	産業観光交流部 産業政策課	
13	米 山 正 浩	健康子育て部 こども課	
14	渡 辺 晶 恵	福祉部 すこやかなくらし包括支援センター	
15	牧 井 創	教育委員会 学校教育課	新任

委員任期：令和4年5月1日から令和6年4月30日まで

### [事務局]

上越市教育委員会 社会教育課 課 長：小嶋 栄子

上越市青少年健全育成センター 所 長：曾我 茂樹

指導員：池田 隆

指導員：山崎 美和子

事務員：佐藤 政弘

## 上越市青少年健全育成関係機関連絡協議会設置要綱

### (設置)

第1条 青少年の健全育成を推進するために必要な情報共有及び連絡調整を行うことにより、青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策（以下「総合的施策」という。）を推進するため、上越市青少年健全育成関係機関連絡協議会（以下「協議会」という。）を置く。

### (所掌事項)

第2条 協議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 総合的施策の適切な実施に必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ること。
- (2) その他青少年の健全育成に関し教育委員会が必要と認める事項

### (組織)

第3条 協議会は、次に掲げる人のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する15人以内の委員をもって組織する。

- (1) 新潟県の青少年健全育成関係行政機関の職員
- (2) 上越市民生委員児童委員協議会連合会の主任児童委員
- (3) 上越地区保護司会の会員
- (4) 高田地区更生保護女性会又は直江津地区更生保護女性会の会員
- (5) 上越市青少年健全育成委員協議会の委員
- (6) 上越市地域青少年育成会議協議会の委員
- (7) 市の職員
- (8) その他教育委員会が必要と認める人

### (委員の任期)

第4条 協議会の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 協議会の会議は、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

### (関係者の出席等)

第7条 協議会は、調査又は審議に必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は関係者に対して必要な資料の提出を求めることができる。

### (守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

### (庶務)

第9条 協議会の庶務は、青少年健全育成センターにおいて処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成24年4月1日から実施する。

(委員の任期の特例)

2 平成28年8月1日以後最初に委嘱し、又は任命する委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、委嘱又は任命の日から平成30年4月30日までとする。

附 則

この要綱は、平成28年8月1日から実施する。